平成17年3月31日 条例第270号

(使用料の算定方法)

- 第15条 新見市下水道事業の設置に関する条例(令和元年条例第26号)別表第4に定める施設の使用料の額は、1箇月ごとに均等割と人数割又は使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出し、合算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 2 前項の人数割の算定基準となる人数は、住民基本台帳に記録された毎月1日現在のものとする。ただし、月途中において新たに排水処理施設の使用開始をしたときは、使用開始時に住民基本台帳に記録されたものによる。
- 3 使用者が月の中途において使用開始又は使用中止したときの料金は、次のとおりとする。
  - (1) 使用者が月の中途において使用を開始したときは、第6項に定めるその月に排除した汚水の量は、翌月使用分に合わせて翌月から使用したものとみなして計算した額とする。ただし、人数制の場合は、その月の人数を翌月の人数に加算して計算した額とする。
  - (2) 使用者が月の中途において使用を中止したときは、1月分の使用料を徴収する。
- 4 使用者が休止届又は廃止届を市長に提出したときは、翌月からの使用料は徴収しない。 ただし、市の水道メーターがない場合を除き、新見市水道事業給水条例の規定に基づく、 休止届等が提出されない場合にあっては、この限りでない。
- 5 使用者は、第2項の規定による人数が実状と異なる場合において、市長が認めた場合は、人数変更の認定を受けることができる。
- 6 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合の使用水量は、それぞれ使用者の使用水量とする。
  - (2) 水道水以外の水を使用している場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者 の使用の状態により市長が認定する。
  - (3) 製氷その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎月、その使用により排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、あらかじめ指定した日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その記載事項を審査してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

## 別表 (第15条関係)

種別	使用料基準額 (1箇月につき)	
一般家庭	均等割(1世帯につき)	1,500円
	人数割(1人につき)	500円
	基本使用料(1事業所につき)	3,000円
	従量使用料 (水道使用水量1立方メートル当たり)	120円
	基本使用料(1施設につき)	1,500円
	従量使用料 (水道使用水量1立方メートル当たり)	120円
	基本使用料(1施設につき)	500円
	従量使用料 (水道使用水量1立方メートル当たり)	120円

## 備考

- 1 一般家庭とは、専用住宅(主として居住の用に供する建物(公営住宅を含む。)) 及び併用住宅(業務の用に供する部分と居住の用に供する部分とがある建物)をい う。
- 2 世帯とは、住民基本台帳等に記録されたものをいう。
- 3 事業所とは、主として業務の用に供する建物をいう。
- 4 公共施設とは、公共の用に供する施設(公営住宅を除く。)をいう。
- 5 集会施設とは、各地域が管理する集会所又は公会堂をいう。